

## 高根小学校市民図書室開放実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高根小学校の第2図書室（以下「市民図書室」という。）を学校教育に支障のない範囲内において学習機会の場として開放することにより、地域住民の生涯学習の振興に資することを目的とする。

### (管理)

第2条 市民図書室の開放時の管理は、教育委員会が行う。

### (開放日時)

第3条 市民図書室を開放する日時は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開放日	開放時間
水曜日、土曜日及び日曜日（12月29日から翌年1月3日までを除く。）	午前10時から午後4時まで

### (利用することができる者)

第4条 市民図書室を利用することができる者は、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学するものとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、市外に住所を有する者に対しても利用させることができる。

### (利用の制限)

第5条 教育委員会は、市民図書室を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、市民図書室の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設、設備、図書又は資料を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用を不相当と認めるとき。

### (図書の貸出しの手続)

第6条 図書の貸出しを受けようとする者は、図書貸出申込書（第1号様式）により教育委員会の許可を受けるとともに、貸出券（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 貸出券は、1人につき3枚まで交付することができる。

3 貸出券の交付を受けた者が、図書の貸出しを受けようとするときは、貸出券により教育委員会に申し込まなければならない。

(貸出冊数及び期間)

第7条 図書の貸出冊数は、貸出券1枚につき1冊とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、貸出期間を変更することができる。

(貸出券等の貸与及び譲渡の禁止)

第8条 貸出券及び貸出しを受けた図書は、他人に貸与又は譲渡することができない。

(届出の義務)

第9条 貸出券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(1) 貸出券を紛失し、又は滅失したとき。

(2) 氏名又は住所を変更したとき。

(損傷又は滅失の届出及び賠償)

第10条 利用者は、市民図書室の施設、設備、図書又は資料(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出により施設等に損傷又は滅失が認められるときは、現品又は相当の代価を利用者に請求するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

第1号様式

図書貸出申込書

(表)

図書貸出申込書 (兼貸出券発行控)

ふれあい文庫 貸出券番号 \_\_\_\_\_

船橋市立高根小学校民図書室

ふりがな		
氏名		
住所		
生年月日	年 月 日	電 話
勤務先等 (学校)		勤務先 自宅

区分 1 新規 2 更新 3 変更 4 紛失 年 月 日

※  
太枠内のみ記入願います

(裏)

区 分	年 月 日	内 容
更 新		
変 更		
紛 失		
備 考		

第2号様式

貸出券

(表)

<b>貸出券</b>
氏名 _____
住所 _____
TEL (    ) _____

(裏)

<ul style="list-style-type: none"><li>★ この券1枚で本一冊お貸しします。</li><li>★ この券は他人に貸したり、譲ったりしないで下さい。</li><li>★ この券をひろった方は、表記の落とし主か図書館へ返して下さい。</li></ul> <p style="text-align: right;">キハラ No. 1478</p>
---